（録音反訳の場合の措置）

第五十二条の十五　前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合においては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2　前項に規定する場合には、次に掲げる手続による。

［一～三　略］

四　裁判所書記官に第一号に掲げる手続をした旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該イ又はロに定める措置をとらせること。

イ　調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

ロ　調書が電磁的記録をもつて作成される場合　第一号の録音が相違ないことを確認した旨を調書上明らかにすること。

3　供述者が録音体の再生を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項各号に掲げる手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、供述者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせなければならない。

一　調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

二　調書が電磁的記録をもつて作成される場合　録音体の再生を必要としない旨を調書上明らかにすること。

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人または翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が録音体の再生を請求したときは、第二項第一号及び第二号に掲げる手続をしなければならない。

第五十二条の十六　前条第一項に規定する調書が整理されていない場合（調書を電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、ファイルに記録されていない場合）において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、録音体を再生しなければならない。

2　前項の場合において、その録音体が公判準備における尋問及び供述を録音したものであるときは、検察官、被告人又は弁護人は、録音体の正確性について異議を申し立てることができる。

3　前項の異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、又は記録し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載し、又は記録しなければならない。

4　前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印すること。

二　前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

5　前条第四項に規定する調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

（録音反訳の場合の措置）

第五十二条の十五　前条の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合においては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2　［同上］

［一～三　同上］

四　裁判所書記官に第一号の手続をした旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させること。

［新設］

3　供述者が録音体の再生を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項の手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させなければならない。

［新設］

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人または翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が録音体の再生を請求したときは、第二項第一号及び第二号の手続をしなければならない。

第五十二条の十六　前条第一項に規定する調書が整理されていない場合において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、録音体を再生しなければならない。

2　前項に規定する場合において、その録音体が公判準備における尋問及び供述を録音したものであるときは、検察官、被告人又は弁護人は、録音体の正確性について異議を申し立てることができる。

3　前項に規定する異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

［新設］

4　前条第四項に規定する調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。